○外務省告示第四百七十一号

ガーナ共和国政府は、平成二年十一月三十日にロンドンで作成された「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の加入書を平成二十二年六月二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年九月二日にガーナ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年六月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年十一月九日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百七十二号

一　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府及びセルビア共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、平成二十二年六月七日及び同年七月八日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年九月七日にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国について、また、同年十月八日にセルビア共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　フィンランド共和国政府は、前記の条約の受諾書を平成二十二年七月九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年十月九日にフィンランド共和国について効力を生じた。

（平成二十二年六月十四日付け、同年七月九日付け及び同年七月十二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年十一月九日

外務大臣　前原　誠司

○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十二年三月五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月九日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
松浦史料博物館（旧松浦詮邸）千歳閣	木造平家建、瓦葺、建築面積三九五平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	長崎県平戸市鏡川町一二
松浦史料博物館（旧松浦詮邸）九皐斎	木造平家建、瓦葺、建築面積一二四平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	長崎県平戸市鏡川町一二
松浦史料博物館（旧松浦詮邸）玄関棟	木造平家建、瓦葺、建築面積二七六平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	長崎県平戸市鏡川町一二

○厚生労働省告示第三百八十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ぺカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するアジムスルフロンの量の限度、小麦、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するクロフェンセットの量の限度、米に残留するクロメプロップの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、オクラ、その他の野菜、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ